

インフルエンザの対応について

令和元年度 保健室より

インフルエンザの出席停止期間基準

「発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで」 学校保健安全法規則第 19 条

インフルエンザ出席停止期間早見表

*発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状(38.0℃以上の発熱等)発現日です。
解熱した日は0日と数えます。

例		発症日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日
1	発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	発症	発症	登校日	
			1 日目	2 日目	4 日目	5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
2	発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	発症	登校日	
				1 日目	2 日目	5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
3	発症 3 日目に解 熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	登校日	
					1 日目	2 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
4	発症 4 日目に解 熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	登校日
						1 日目	2 日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

◎確認事項◎

- ①いつから登校してよいかを医師に確認し、学校へ電話連絡をお願いします
 - ②出席停止のため、治るまで自宅で静養をお願いします
 - ③処方された薬の説明書および病院の領収書を捨てずに保管してください(診断書は不要です)
 - ④登校時に配付された「出席停止通知書」に必要事項を記入し、③の写しとともに学校へ提出してください
- *「出席停止通知書」につきましてはHPよりダウンロードも可能です
- *冬季休業前に発行します、「ほけんだより」にも記載していますのでご覧ください